

(計量法施行令の一部改正)
第六条 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第四号中、「横須賀市」を削る。

内閣総理大臣 森 喜朗
厚生大臣 津島 雄二
通商産業大臣 平沼 赳夫
自治大臣 西田 司

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成十二年十月十二日
内閣総理大臣 森 喜朗

政令第四百四十八号

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第百一十一号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第九条の四中、「第二十二條、第二十三條本文若しくは」を「第二十五條の二第三号に規定する保育の実施等又は法」に改め、又は法第二十四條第一項本文の保育の実施」を削り、措置若しくは保育の実施」を「保育の実施等若しくは措置」に改める。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)

第二条 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十条の二に次の一号を加える。
三 身体障害者授産施設(通所のみにより利用されるものに限る)であつて、常時利用する者が二十人未満であるもの
第三条 身体障害者福祉法施行令の一部を次のように改正する。
第十条の二中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 盲導犬訓練施設

(社会福祉法施行令の一部改正)
第四条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)の一部を次のように改正する。
第十二條を第十三條とし、第三條から第十一條までを一条ずつ繰り下げ、第二條第一項中「第十一條」を「第十二條」に、「第七條第一項」を「第八條第一項」に改め、同條を第三條とする。
「第八條第一項」に改め、同條を第三條とする。
「第一条中「社会福祉法(以下「法」という。)」を「法」に改め、同條を第二條とし、第一條として次の一条を加える。

第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。第二條第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。
一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者授産施設を經營する事業
二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者授産施設を經營する事業
三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)に規定する精神障害者授産施設を經營する事業(知的障害者福祉法施行令(一部改正)第五條 知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第百三十三号)の一部を次のように改正する。第七條に次の一号を加える。
四 知的障害者授産施設(通所のみにより利用されるものに限る)であつて、常時利用する者が二十人未満であるもの
(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正)
第六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(昭和三十六年政令第百八十六号)の一部を次のように改正する。
第五條を削る。
第四條第一項中「第十五條第二項に規定する」を「第十五條第二項第一号に規定する社会福祉施設等職員に係る」に、「被共済職員」を「社会福祉施設等職員」に改め、同條第二項中「前項」を「前二項」に、「において当該共済契約者が使用する被共済職員の数」を「における第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数」に改め、同項に次の各号を加える。
一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数
二 当該共済契約者が使用する申出施設等職員の数に三を乗じて得た数

第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。第二條第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。
一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者授産施設を經營する事業
二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者授産施設を經營する事業
三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)に規定する精神障害者授産施設を經營する事業(知的障害者福祉法施行令(一部改正)第五條 知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第百三十三号)の一部を次のように改正する。第七條に次の一号を加える。
四 知的障害者授産施設(通所のみにより利用されるものに限る)であつて、常時利用する者が二十人未満であるもの
(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正)
第六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(昭和三十六年政令第百八十六号)の一部を次のように改正する。
第五條を削る。
第四條第一項中「第十五條第二項に規定する」を「第十五條第二項第一号に規定する社会福祉施設等職員に係る」に、「被共済職員」を「社会福祉施設等職員」に改め、同條第二項中「前項」を「前二項」に、「において当該共済契約者が使用する被共済職員の数」を「における第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数」に改め、同項に次の各号を加える。
一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数
二 当該共済契約者が使用する申出施設等職員の数に三を乗じて得た数

第四條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 法第十五條第二項第二号に規定する申出施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する申出施設等職員の数に三を乗じて得た額とする。
第四條を第六條とし、第三條を第四條とし、同條の次に次の一条を加える。
(被共済職員期間を合算する場合の退職理由)
第五條 法第十一條第七項の政令で定める理由は、引き続き一年以上被共済職員である者が、その者に係る共済契約者の經營する共済契約対象施設等の業務及び共済契約対象施設等以外の施設又は事業の業務を兼務することを要するものとなつたこと(兼務するそれぞれの業務の勤務時間の一週間の合計が、当該共済契約対象施設等の業務に常時従事する者の一週間の勤務時間に見合う場合に限る。)とする。
第二條中「退職した」を「退職(法第七條に規定する退職をいう。以下同じ。した)」に、「六箇月」を「六月」に改め、同條を第三條とし、第一條の二を第二條とする。
本則に次の二條を加える。
(単位掛金額)
第七條 単位掛金額は、毎事業年度、当該事業年度において支給される退職手当金の見込額から第一号に掲げる額を控除して得た額を第二号に掲げる数で除して得た額を基準として厚生労働大臣が定める。
一 号に掲げる額の合計額
イ 国が当該事業年度において社会福祉・医療事業団に対し交付する法第十八條第一号に規定する費用に係る補助金の見込額
ロ 各都道府県が当該事業年度において社会福祉・医療事業団に対し交付する法第十九條に規定する補助金の見込額の合計額
二 号に掲げる数の合計数
イ 当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員(被共済職員である者に限る)の見込数
ロ 当該事業年度の初日における申出施設等職員の見込数に三を乗じて得た数

(補助金算定対象額)
第八條 法第十八條第一号に規定する補助金算定対象額は、当該事業年度における退職手当金の支給に要する費用の額に当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員(被共済職員である者に限る)の数を当該事業年度の初日における被共済職員の数で除して得た数を乗じて得た額とする。
(社会福祉施設職員等退職手当共済法の退職手当金の額に関する経過措置)
第七條 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(以下「社会福祉事業法等改正法」という。附則第二十五條第二項の規定により同項各号に規定する者について社会福祉事業法等改正法第十一條の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)第八條、第九條及び第六十一條の規定の例により退職手当金の額を計算する場合には、現に退職した日の属する月前(退職した日が月の末日である場合は、その月以前)における社会福祉事業法等改正法第十一條の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法第十一條の規定による被共済職員期間の計算の基礎となる最後の六月の本俸の総額を六で除して得た額を前条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第三條の表の上欄に掲げる区分に当てはめて算出するものとする。
(厚生労働省組織令の一部改正)
第八條 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第九十二條第四号中「児童福祉施設」を「保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設」に改め、及び保育の実施に要する費用」を削る。
(地方自治法施行令の一部改正)
第九條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
第七十四條の二第六項及び第七十四條の四十九の二第二項中「入所させた者につき、その入所後に要する費用」を「係るもの」に、「実施(都道府県の設置する保育所におけるものを除く。とあるのは「実施」を「保育費用(都道府県の設置する保育所に係るものを除く。とあるのは「保育費用」に改める。
第七十四條の四十九の四第一項中「身体障害者福祉司の設置」の下に、「同法第二十一條の三の規定による盲導犬の貸与等」を加える。

(補助金算定対象額)
第八條 法第十八條第一号に規定する補助金算定対象額は、当該事業年度における退職手当金の支給に要する費用の額に当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員(被共済職員である者に限る)の数を当該事業年度の初日における被共済職員の数で除して得た数を乗じて得た額とする。
(社会福祉施設職員等退職手当共済法の退職手当金の額に関する経過措置)
第七條 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(以下「社会福祉事業法等改正法」という。附則第二十五條第二項の規定により同項各号に規定する者について社会福祉事業法等改正法第十一條の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)第八條、第九條及び第六十一條の規定の例により退職手当金の額を計算する場合には、現に退職した日の属する月前(退職した日が月の末日である場合は、その月以前)における社会福祉事業法等改正法第十一條の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法第十一條の規定による被共済職員期間の計算の基礎となる最後の六月の本俸の総額を六で除して得た額を前条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第三條の表の上欄に掲げる区分に当てはめて算出するものとする。
(厚生労働省組織令の一部改正)
第八條 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第九十二條第四号中「児童福祉施設」を「保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設」に改め、及び保育の実施に要する費用」を削る。
(地方自治法施行令の一部改正)
第九條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
第七十四條の二第六項及び第七十四條の四十九の二第二項中「入所させた者につき、その入所後に要する費用」を「係るもの」に、「実施(都道府県の設置する保育所におけるものを除く。とあるのは「実施」を「保育費用(都道府県の設置する保育所に係るものを除く。とあるのは「保育費用」に改める。
第七十四條の四十九の四第一項中「身体障害者福祉司の設置」の下に、「同法第二十一條の三の規定による盲導犬の貸与等」を加える。

(補助金算定対象額)
第八條 法第十八條第一号に規定する補助金算定対象額は、当該事業年度における退職手当金の支給に要する費用の額に当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員(被共済職員である者に限る)の数を当該事業年度の初日における被共済職員の数で除して得た数を乗じて得た額とする。
(社会福祉施設職員等退職手当共済法の退職手当金の額に関する経過措置)
第七條 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(以下「社会福祉事業法等改正法」という。附則第二十五條第二項の規定により同項各号に規定する者について社会福祉事業法等改正法第十一條の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)第八條、第九條及び第六十一條の規定の例により退職手当金の額を計算する場合には、現に退職した日の属する月前(退職した日が月の末日である場合は、その月以前)における社会福祉事業法等改正法第十一條の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法第十一條の規定による被共済職員期間の計算の基礎となる最後の六月の本俸の総額を六で除して得た額を前条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第三條の表の上欄に掲げる区分に当てはめて算出するものとする。
(厚生労働省組織令の一部改正)
第八條 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第九十二條第四号中「児童福祉施設」を「保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設」に改め、及び保育の実施に要する費用」を削る。
(地方自治法施行令の一部改正)
第九條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
第七十四條の二第六項及び第七十四條の四十九の二第二項中「入所させた者につき、その入所後に要する費用」を「係るもの」に、「実施(都道府県の設置する保育所におけるものを除く。とあるのは「実施」を「保育費用(都道府県の設置する保育所に係るものを除く。とあるのは「保育費用」に改める。
第七十四條の四十九の四第一項中「身体障害者福祉司の設置」の下に、「同法第二十一條の三の規定による盲導犬の貸与等」を加える。

(補助金算定対象額)
第八條 法第十八條第一号に規定する補助金算定対象額は、当該事業年度における退職手当金の支給に要する費用の額に当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員(被共済職員である者に限る)の数を当該事業年度の初日における被共済職員の数で除して得た数を乗じて得た額とする。
(社会福祉施設職員等退職手当共済法の退職手当金の額に関する経過措置)
第七條 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(以下「社会福祉事業法等改正法」という。附則第二十五條第二項の規定により同項各号に規定する者について社会福祉事業法等改正法第十一條の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)第八條、第九條及び第六十一條の規定の例により退職手当金の額を計算する場合には、現に退職した日の属する月前(退職した日が月の末日である場合は、その月以前)における社会福祉事業法等改正法第十一條の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法第十一條の規定による被共済職員期間の計算の基礎となる最後の六月の本俸の総額を六で除して得た額を前条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第三條の表の上欄に掲げる区分に当てはめて算出するものとする。
(厚生労働省組織令の一部改正)
第八條 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第九十二條第四号中「児童福祉施設」を「保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設」に改め、及び保育の実施に要する費用」を削る。
(地方自治法施行令の一部改正)
第九條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
第七十四條の二第六項及び第七十四條の四十九の二第二項中「入所させた者につき、その入所後に要する費用」を「係るもの」に、「実施(都道府県の設置する保育所におけるものを除く。とあるのは「実施」を「保育費用(都道府県の設置する保育所に係るものを除く。とあるのは「保育費用」に改める。
第七十四條の四十九の四第一項中「身体障害者福祉司の設置」の下に、「同法第二十一條の三の規定による盲導犬の貸与等」を加える。

（地方税法施行令の一部改正）
第十條 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六條の十一項を次のように改める。
法第七十三條の四第一項第四号の四に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 民法第三十四條の法人
二 農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会及び医療法人
三 第三十六條の十第二項第二号中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に、「第三十三條」を「第三十四條」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者
で、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八條第二項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが経営する身体障害者福祉法第三十三條に規定する盲導犬訓練施設の用に供する不動産
第三十六條の十三第二項第五号中「身体障害者相談支援事業」の下に、「身体障害者生活訓練等事業」を加える。
第四十九條の十四第一項を次のように改める。

法第三百四十八條第二項第十号の四に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 民法第三十四條の法人
二 農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会及び医療法人
第四十九條の十四第二項第二号中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に、「第三十三號」を「第三十四號」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者
で、道路交通法施行令第八條第二項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが経営する身体障害者福祉法第三十三條に規定する盲導犬訓練施設の用に供する固定資産

第四十九條の十七第二項第六号中「手話通訳事業及び」を「身体障害者生活訓練等事業及び手話通訳事業並びに」に改める。
第五十六條の二十六の五中「及び同法第三十三條」を「同法第三十三條に規定する盲導犬訓練施設及び同法第三十四條」に改める。
第五十六條の二十六の八中「身体障害者相談支援事業」の下に、「身体障害者生活訓練等事業」を加える。

（国有財産特別措置法施行令の一部改正）
第十一條 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。
第一條の二第二項第二号中「身体障害者授産施設」の下に「（通所のみにより利用される施設であつて、常時利用する者が二十人未満であるものを除く。）」を加え、同項第三号中「知的障害者授産施設」の下に「（通所のみにより利用される施設であつて、常時利用する者が二十人未満であるものを除く。）」を加える。
第十二條 沖繩振興開発特別措置法施行令（昭和四十七年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一 身体障害者更生援護施設のうち「身体障害者福祉ホーム」の下に、「身体障害者授産施設（常時利用する者が二十人未満である通所施設に限る。）」を加え、同表知的障害者援護施設のうち「知的障害者サービスセンター」の下に、「知的障害者授産施設（常時利用する者が二十人未満である通所施設に限る。）」を加える。
別表第二 身体障害者更生援護施設のうち「身体障害者福祉ホーム」の下に、「身体障害者授産施設（常時利用する者が二十人未満である通所施設に限る。）」を加え、同表知的障害者援護施設のうち「知的障害者サービスセンター」の下に、「知的障害者授産施設（常時利用する者が二十人未満である通所施設に限る。）」を加える。

第十三條 沖繩振興開発特別措置法施行令の一部を次のように改正する。
別表第一 身体障害者更生援護施設のうち「別表第二 身体障害者更生援護施設のうち「及び身体障害者福祉センター」を「身体障害者福祉センター」及び「盲導犬訓練施設」に改める。
（消費税法施行令の一部改正）
第十四條 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。
第十四條第七号中「第二十二條（助産施設への入所措置）に規定する措置」を「第二十二條第一項（助産の実施）の規定による助産の実施」に改める。

（施行期日）
第一條 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二條、第四條、第五條、第十條及び第十二條並びに次条から附則第四條まで及び附則第六條の規定は、平成十二年十二月一日から施行する。
（社会福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第二條 第四條の規定の施行の際現に常時利用する者が十人以上二十人未満である身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者授産施設（通所のみにより利用されるものに限る。）に相当する施設（次条において「身体障害者小規模授産施設」という。）を設置している市町村については、同法第二十七條第三項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「社会福祉法の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第四百四十八号）第四條の規定の施行の日から起算して三月以内」とする。
第三條 第四條の規定の施行の際現に次に掲げる施設を経営している社会福祉法人は、同条の規定の施行の日から起算して三月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二條第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項を届け出なければならない。
一 身体障害者小規模授産施設
二 常時利用する者が十人以上二十人未満である知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者授産施設（通所のみにより利用されるものに限る。）に相当する施設（第三項において「知的障害者小規模授産施設」という。）
前項の規定による届出をしたときは、社会福祉法第六十二條第一項の規定による届出をしたものとみなす。
第四條の規定の施行の際現に身体障害者小規模授産施設又は知的障害者小規模授産施設を経営している者であつて、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについては、同条の規定の施行の日から起算して三月間は、社会福祉法第六十二條第二項の規定を適用しない。
前項に規定する者が、同項の期間内に当該施設の所在地の都道府県知事に第一項に規定する事項及び社会福祉法第六十二條第三項に掲げる事項を届け出たときは、同条第一項の規定による許可があつたものとみなす。

（地方税法施行令の一部改正）
第五條 第十條の規定による改正後の地方税法施行令第四十九條の十四及び第四十九條の十七第二項第二号の固定資産税について適用し、平成十三年度までの年度分の固定資産税については、なお従前の例による。
（中央省庁等改革のための厚生労働省関係政令等の整備に関する政令の一部改正）
第六條 中央省庁等改革のための厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成十二年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。
第五十二條 社会福祉法施行令第十二條を第十四條とし、第三條から第十一條までを二条ずつ繰り下げ、第二條から第十二條とする改正規定を次のように改める。
第十三條を第十五條とし、第四條から第十二條までを二条ずつ繰り下げ、第三條第一項中「第十二條」を「第十四條」に、「第八條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条を第五條とする。
第五十二條のうち、社会福祉法施行令第一條を改め、同条を同令第三條とし、同条の前に二條を加える改正規定中「第一條中「社会福祉法（以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第三條」を「第二條を第四條」に改め、同令第二條を同令第三條とし、同令第一條中「社会福祉法（以下「法」という。）を「法」に改め、同条を同令第二條とする。
内閣総理大臣 森 喜朗
大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 津島 雄二
自治大臣 西田 司

（地方税法施行令の一部改正）
第十條 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。
第三十六條の十一項を次のように改める。
法第七十三條の四第一項第四号の四に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 民法第三十四條の法人
二 農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会及び医療法人
三 第三十六條の十第二項第二号中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に、「第三十三條」を「第三十四條」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者
で、道路交通法施行令第八條第二項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが経営する身体障害者福祉法第三十三條に規定する盲導犬訓練施設の用に供する固定資産

（地方税法施行令の一部改正）
第十條 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。
第三十六條の十一項を次のように改める。
法第七十三條の四第一項第四号の四に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 民法第三十四條の法人
二 農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会及び医療法人
三 第三十六條の十第二項第二号中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に、「第三十三條」を「第三十四條」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者
で、道路交通法施行令第八條第二項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが経営する身体障害者福祉法第三十三條に規定する盲導犬訓練施設の用に供する固定資産

石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化
対策特別会計法施行令の一部を改正する政令をこ
こに公布する。

御名 御璽

平成十二年十月十二日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第四百四十九号

石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高
度化対策特別会計法施行令の一部を改正す
る政令

内閣は、石炭並びに石油及びエネルギー需給構
造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十
二号）第一条第二項第三号及び第五号並びに第三
項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。
石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化
対策特別会計法施行令（昭和四十二年政令第七十
六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一 二 産炭地域振興臨時措置法附則第四項の
規定に基づく地方債に係る利子補給金を支給
する業務を行うために地域振興整備公団が設
置する基金に充てるための交付金の交付

第一条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三 二 産炭地域における新たな産業を創出す
る事業の円滑な実施を図るために設置される
基金に対して道県が行う拠出に要する費用の
補助

第一条第二項第五号の二の次に次の一号を加え
る。

五の三 前号に規定する利子の支払に充てるた
めに地域振興整備公団が設置する基金に充て
るための交付金の交付

第一条第六項第四号中「及び当該事業に関する
知識の普及」を削る。

第一条第八項第八号中「エネルギーの使用の合
理化に資する」を「石油代替エネルギーを利用す
る設備の設置、エネルギーの使用の合理化に資す
る」に改める。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣 宮澤 喜一
通商産業大臣 平沼 赳夫
内閣総理大臣 森 喜朗

資金運用部預託金に付する利子の利率を定める
政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年十月十二日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第四百五十号

資金運用部預託金に付する利子の利率を定
める政令の一部を改正する政令

内閣は、資金運用部資金法（昭和二十六年法律
第九号）第四条第三項及び第四項の規定に基づき
この政令を制定する。

資金運用部預託金に付する利子の利率を定める
政令（昭和六十二年政令第三十二号）の一部を次
のように改正する。

第一条第一号中「〇・三〇パーセント」を「〇・
三五パーセント」に改め、同条第二号中「〇・四
〇パーセント」を「〇・五〇パーセント」に改め、
同条第三号中「〇・七〇パーセント」を「〇・八
〇パーセント」に改め、同条第四号中「一・一五
パーセント」を「一・二〇パーセント」に改め、
同条第五号中「一・五〇パーセント」を「一・六
〇パーセント」に改め、同条第六号中「二・〇〇
パーセント」を「二・一〇パーセント」に改める。

第二条第三号中「〇・二〇パーセント」を「〇・
三〇パーセント」に改め、同条第四号中「〇・六
五パーセント」を「〇・七〇パーセント」に改め、
同条第五号中「一・〇〇パーセント」を「一・一
〇パーセント」に改める。

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 この政令の施行前に預託された資金運用部預
託金に付する利子の利率については、なお従前
の例による。

大蔵大臣 宮澤 喜一
内閣総理大臣 森 喜朗

中小漁業融資保証法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年十月十二日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第四百五十一号

中小漁業融資保証法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第七十条の規定に基づき、この
政令を制定する。

中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
第六条の表以外の部分中「保険期間」を「中小漁業者等」に改め、同条の表を次のように改める。

保険関係	中小漁業者等	率
一 漁業近代化資金、金融公庫資 金及び漁業経営改善促進資金 （法第四条第二号に掲げる資金 の供給を受けて金融機関が貸付 けを行う同号に規定する中小漁 業者の経営の近代化に必要な資 金をいう。以下同じ。）に係る保 険関係	総トン数二十トン以上の動力漁船 （漁船法（昭和二十五年法律第百 七十八号）第二条第二項に規定す る動力漁船をいう。以下この条に おいて同じ。）を使用して漁業を営 む者	年〇・二五パーセント
二 公害防止資金及び災害資金に 係る保険関係	総トン数二十トン以上の動力漁船 を使用して漁業を営む者	年〇・三四パーセント
三 緊急融資資金（法第七十七条 に規定する資金をいう。以下同 じ。）であつて次号に規定する資 金以外のものに係る保険関係	総トン数二十トン以上の動力漁船 を使用して漁業を営む者	年〇・七パーセント
四 緊急融資資金のうち中小漁業 者等がその債務の整理を行うの に必要な資金として農林水産大 臣及び大蔵大臣が指定するもの に係る保険関係	総トン数二十トン以上の動力漁船 を使用して漁業を営む者	年一・二パーセント
五 前各号に規定する資金以外の 資金に係る保険関係	総トン数二十トン以上の動力漁船 を使用して漁業を営む者	年〇・八五パーセント
その他の者	その他の者	年〇・六四パーセント

備考 この表において「金融公庫資金」とは、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が、農林漁業
金融公庫から農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項第五号の
二から第五号の四まで、第七号若しくは第八号に掲げる資金若しくは水産加工業施設改良資金融
通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第一項に規定する資金の貸付けを受け、又は沖繩
振興開発金融公庫から沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条
第一号ヨからツまで若しくは第十六号に掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、
かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対して貸し付ける資金をいう。